

平成27年10月改定

賃貸住宅ご入居者様向け

# 了日日 家財の保険







# 「家財」をとり巻くさまざまなリスクをまとめて補償します。

# 「損害保険金」補償内容(詳U<は P3)~ P4)へ

#### 火災

失火やもらい火などに よる火災の損害を補 償します。



落雷による損害を補 償します。



#### 破裂•爆発

ガス漏れなどによる 破裂・爆発などの損 害を補償します。



#### 風災、雹災、雪災



台風、旋風、竜巻 暴風等の風災、雹 災または豪雪、雪 崩等の雪災による 損害を補償します。

雨などの吹込みに よって生じた損害 につきましては、 建物の外壁、屋 根、開口部等の外 側の部分が風災 などの事故によっ て直接破損した場 合にかぎります。

#### 水災



台風、暴風雨、豪 雨等による洪水・ 融雪洪水・高潮・ 土砂崩れ・落石等 の水災(床上浸水 等)の損害を補償 します。

#### 建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突など

自動車の飛び込みなどに よる損害を補償します。

#### 漏水などによる水濡れ

給排水設備の事故や他人 の戸室で生じた事故に伴 う漏水などによる水濡れ損 害を補償します。

給排水設備自体に生じた損害を除きます。

#### 騒擾・集団行動等に伴う 暴力行為

集団行動等に伴う暴力・ 破壊行為による損害を補



盗難による盗取や損傷・



#### 不測かつ 突発的な事故 (破損・汚損など)



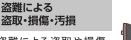
物を運んでいると きに誤って家財道 具を破損させてし まった場合などの 偶然な事故による 損害を補償します。

#### 自己 負担額

# ご注意

自己負担額0 円を選択した 場合でも不 測かつ突発 的な事故(破 損・汚損な ど)の自己負 担額は1万円 となります。

償します。



汚損などの損害を補償し ます。





0円 上記 🚺 参照

#### ①明記物件がある場合はセーフティープランでの お申し込みができません。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物そ の他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超 えるもの(以下「貴金属・宝石等」といいます。)や、稿本 や設計書などがある場合はセーフティプランでのお申し込みができません。これらのもの(以下「明記物件」と いいます。)の補償を希望される場合は取扱代理店また は損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

#### ②貴金属、宝石等の取扱い

保険証券に貴金属、宝石等が明記されていない場 合であっても、保険期間を通じて1回の事故にかぎ

り、これを保険の対象に含むものとします。この場 合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超え るときは、その損害の額を30万円とみなします。た だし、1回の事故につき、300万円または保険の対 象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度 とします。

#### ③盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおり お支払いします。)

通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故 につき、1敷地内ごとに、右表の金額を限度として、 損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、 乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の 保険金額の いずれか低い額

# THE 家財の保険の主な特長

火災等の事故時の大家さんへの賠償責任を補償します! (借家人賠償責任補償)

# 借家人賠償責任補償(自動セット)

借用戸室が偶然な事故により損壊 した場合において、大家さんに対して 法律上の損害賠償責任を負った とき、その損害賠償金をお支払い します。(自己負担額はありません。)

なお、損害賠償に 関する示談交渉 サービスは行い ません。



# 修理費用補償(自動セット)

借用戸室が偶然な事故により損害を受け、大家 さんとの賃貸借契約に基づき修理した場合また は居住のために緊急的(注)に修理した場合に負担 した修理費用を補償します。(自己負担額は 3,000円です。)

※専用水道管の凍結に伴う修理費用は1回の事故 につき10万円が限度となります。

(注)借用戸室での居住が困難な状態から復旧 するために、応急修理が求められる状況を いいます。

## 同居人(注)の方の家財

被保険者が所有する家財だけでなく、同居 人(注)が所有する保険証券記載の借用戸室 に収容されている家財もあわせて補償 します。たとえば、ルームシェアをしている 場合など家財の所有者が複数名いるとき でも、同居人(注)の家財を含めて補償される ため、家財の所有者ごとに保険に加入する 必要がありません。

なお、この保険に自動的にセットされる 借家人賠償責任補償、修理費用補償は もちろん、各種特約(詳しくは(ト3)(ト4)へ)に ついても、これらの被保険者に同居人(注) を含めます。

#### 自動的にセット



#### 借家人賠償責任補償

偶然な事故により、大家さんに対し法律 上の損害賠償責任を負担した場合に借 家人賠償保険金をお支払いします。

#### 「費用保険金」補償内容



#### 地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



#### 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を 受けた保険の対象の残存物の取片づけ に必要な費用をお支払いします。



#### 臨時費用保険金

損害保険金にプラスして損害保険金の30%(100万円限度)をお支払いします。



#### 損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動による費用を支出した場合に、その損害防止費用をお支払いします。



#### 修理費用補償

偶然な事故により、賃貸借契約に基づく 修理費用を負担した場合に修理費用保 険金をお支払いします。



同居人が居住する場合の 被保険者に関する特約



#### 個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

詳しくは(P3)(P4)へ



## THE 家財の保険には原則付帯 されます。ご希望により外すこともできます。







地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・ 損壊・埋没・流失によって保険の対象である家財に損害が 生じた場合に保険金をお支払いします。

地震保険について

詳しくは(🕫)へ

## 保険金をお支払いできない主な場合につきましては (🕫)をご参照ください

## も補償します!

- ※ THE 家財の保険には「同居 人が居住する場合の被 保険者に関する特約」が 自動セットされます。追加 となる保険料はありません。
- (注)保険証券記載の被保険 者と同居する方をいい、 保険証券記載の建物の 賃貸借契約における借主 または同居人に該当する 方にかぎります。

# 特長3

## 家財の保険金額は、新価の 範囲内で自由に設定できます!

家財の評価額の全額を補償しようとすると保険料の負担が 大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部 しか支払われないし…とお考えのお客さまのニーズにお応え します。新価の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

■「新価1,500万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」 に設定した場合の受取保険金

THE 家財の保険は 保険金額を限度に 損害額全額をお支払い! (自己負担額は差し引かれます。)



1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく 場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高く なることがありますので、ご注意ください。

#### 家財の新価の目安

思	っている	以上に	家財は	高額で	す。(平原 6月	戊27年) 日時点
	ご家族 構成	<b>2名</b> 大人 のみ	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供 <b>2</b> 名	5名 大人2名 子供3名	独身世帯
	25歳 前後	<b>490</b> 万円	<b>580</b> 万円	<b>670</b> 万円	<b>760</b> 万円	
世	30歳 前後	<b>700</b> 万円	<b>790</b> 万円	<b>880</b> 万円	<b>970</b> 万円	
帯主	35歳 前後	<b>920</b> 万円	1,000	1,090 万円	1,180 万円	300
の年	40歳 前後	<b>1,130</b> 万円	<b>1,220</b> 万円	1,310 万円	1,390 万円	万円
齢	45歳 前後	<b>1,340</b> 万円	<b>1,430</b> 万円	<b>1,520</b> 万円	1,610 万円	
	50歳前後 (含以上)	<b>1,550</b> 万円	<b>1,640</b> 万円	<b>1,730</b> 万円	<b>1,820</b> 万円	

※ 上の表は家財の新価の目安となります。上の表にない 家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日 本興亜までお問い合わせください。

# 型 対的上重要となるご注意点 THE 家財の保険のあらまし

#### 1.損害保険金 選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

	区分(損害保険金)	約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする場合			
	①火災、落雷、 破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	【家財 <sup>(注9)</sup> 】 次の算式により算出した額とします。		
	②風災(注1)、雹災、 雪災(注2)(注3)	風災(注1)、雹災または雪災(注2)(注3)によって保険の対象が損害(注4)を受けた場合	ただし、主契約の保険金額を 限度とします。		
700	③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (ア)保険の対象である家財の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合(イ)保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水準が被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	損害額* - 自己負担額 = 損害保険金 ※損害額とは、再調達価額を基準にで第300円である。		
	④建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、鬱災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。	準として算出し、保険の対象 を事故発生直前の状態に復 旧するために必要な費用をい います。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時		
	⑤漏水などによる 水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、電災、雪災もしくは③の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア)給排水設備に生じた事故 (イ)被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故	価額を基準に算出します。 通貨等、預貯金証書等の盗難の場 合は、1回の事故につき、1敷地内		
	⑥騒擾・集団行動等 に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動(注6)または労働争議に伴う暴力行為もしくは 破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合	ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。  事故の種類 限度額		
	⑦盗難による 盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された 保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用 (以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額(注7)に含みます。	通貨等、印紙、切手、 乗車券等の盗難 20万円		
A117	®通貨等、 預貯金証書等の 盗難	保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ウ)および(エ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の(オ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額(注7)に含みます。(ア)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人(注8)および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。(イ)盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。(ウ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。(エ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。(オ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。	理的会証書の 盗難  200万円または 家財の保険金額の いずれか低い額		
	<ul><li>②不測かつ</li><li>突発的な事故</li><li>(破損・汚損など)</li></ul>	不測かつ突発的な事故(①から®までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。(⑥ 保険金をお支払いできない主な場合の むご参照ください。)			

# 2.費用保険金

費用の区分(費用保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
①地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、保険の対象である家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(注10)、または保険の対象である家財が全焼となったとき(注11)。(地震等により保険の対象が滅失した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、家財を収容する建物ごとに行います。	保険金額×5%
②残存物取片づけ 費用保険金	◎ 1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	実費(損害保険金×10%限度)
③臨時費用保険金	31.損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合	損害保険金に保険証券記載の支払 割合を乗じた額。ただし、1回の事故 につき、1敷地内ごとに保険証券 記載の限度額を限度とします。
損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な①から③までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)	実費(保険金額限度)

3臨時費用保険金	◎ 1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金が支払われる場合	割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。	
損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発ために必要または有益な①から③までの費用を支出した場合に、その損害払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接またはによる損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用②消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)	実費(保険金額限度)	
3.大家さんへの賠償等	等		
補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする借家人賠	音償保険金、修理費用保険金の額
①借家人賠償責任	借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故 につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払い します。)	
②修理費用	偶然な事故により、借用戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的(注12)に、自己の費用で現実にこれを修理した場合(ただし、借家人賠償保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部等の修理費用を除きます。)	実費(1回の事故につき、修理費用の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額を、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。) ※ 上記にかかわらず、借用戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用について、損保ジャパン日本興亜が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。	

#### 4.特約 セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする場合 ■ 1.損害保険金「お支払いする損害保険金の額」 保険証券記載の建物に収容されている同居人の所有する家財が損害 に記載の算式により算出された損害保険金 を受けた場合 ①同居人が居住する 3.大家さんへの賠償等「お支払いする借家人賠 ※同居人とは、保険証券記載の被保険者と同居する者をいいます。ただし、保険証券 償保険金、修理費用保険金の額」に記載の算式により 場合の被保険者に 記載の建物の賃貸借契約における借主または同居人に該当する者にかぎります。 関する特約 算出された借家人賠償保険金および修理費用保険金 ※特別の約定がないかぎり、借家人賠償責任もしくは修理費用および ❷ 4.特約のうち②の「お支払いする特約保険金の」 個人賠償責任特約の被保険者に同居人を含めます。 額」に記載の算式により算出された特約保険金 日本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に起因する場合等を除きます。) ●被保険者(注13)が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、 財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 示談交渉 サービス 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の ●被保険者(注13)の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に ②個人賠償責任特約 Vi Fire 供される住宅を含みます。)または保険証券記載の建物の所有、使用または お支払いします。) 管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した 結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合

※ 国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

事故につき、保険証券記載の保険金額を限度に

- (注1)風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- (注2)雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、 融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (注3)雪災(雪災の事故による損害) 雪災(注2)の事故による損害が1回の積雪期にお いて複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険 約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1 回の事故により生じたものと推定します。
- (注4)損害 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害 については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災(注1)、 電災または雪災(注2)の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き 込むことによって生じた損害にかぎります。
- (注5)床上浸水 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、 たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある 場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
- (注6)騒擾およびこれに類似の集団行動 群衆または多数の者の集団の行動によって 数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を 生ずる状態であって、暴動(注15)に至らないものをいいます。
- (注7)損害額 次の額を限度とします。
  - ①明記物件以外の家財については再調達価額
  - ②明記物件については時価額
- (注8)小切手の振出人 被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注9)家財 家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物 を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生

後7日以内に死亡したときにのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植 物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を 収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生 後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときに のみ保険金をお支払いします。

- (注10)建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建 物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面 看のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注11)家財が全焼となったとき 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の 80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。
- (注12)緊急的 借用戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求 められる状況をいいます。
- (注13)被保険者 次の①から⑤までのいずれかに該当する方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者(注14) ③記名被保険者またはその 配偶者(注14)の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者(注14)の別居の未 婚の子 ⑤②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者または その他の法定の監督義務者。ただし、記名被保険者が未成年の場合であって、記 名被保険者に関する事故にかぎります。
- (注14)配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある方を含みます。
- (注15)暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区にお いて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

#### |用|語|の解|説

保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。 保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約

に基づく義務を負うことになります。

補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一で ずが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。

[保険の対象] 保険をつける対象のことをいい、この保険契約では、家財が該当します。

保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お 支払いする保険金の限度額となります。

保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社 が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポー トするために支払われる保険金です

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいい ます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払い がなければ、補償はされません。

同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの 囲いの有無を問いません。)また、公道、河川などが介在していても敷地 内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

再調達 損害が生じた地およい時にあいて 麻酔 のふるこう 価額型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。 損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、

**価**] 保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに 要する額をいいます。

保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応 じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石 ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が 30万円を超えるか否かを問いません。)は、その保険の対象と同等と認 められる物の市場流涌価額をいいます。

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保 険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自 己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします

[告知事項] 危険(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。 (注) 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

[通知義務] ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のこ とです。たとえば、住居を引越しした場合などが該当します。

[通貨等] 通貨および小切手をいいます。

## 充実のサービスをすべてのプラン(注1)で無料付帯!「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

#### THE 家財の保険にご加入いただくと無料で使えます!

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。詳細に つきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される約款記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

0120-620-119

※ ご利用時には、お客さまのお名前 と証券番号をお知らせください。

水まわりのトラブル応急サービス

かぎのトラブル応急サービス

防犯機能アップ応援サービス

健康・医療相談サービス(注2)

介護関連相談サービス

平日 午前10時~ 午後5時<sup>(注3)</sup>

住宅相談サービス(原則予約制)

法律相談サービス(原則予約制)

税務相談サービス(原則予約制)

(注1)総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

(注2)サービスの内容によってはご利用可能な時間帯が異なります。 (注3)土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。

※提携業者によるサービス提供であり、交通事情や気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。



# 地震保険は必要保険です!

災害後の暮らしをしっかりサポート 地震保険(原則付帯)

#### THE 家財の保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけで なく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や、火災(発生原因を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害に ついても補償の対象となりません。

#### 地震保険の保険の対象

<mark>家財</mark> 居住用建物に収容されている家財一式。ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。

# 

●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの ●自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下 の原動機付自転車を除きます。) ●1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件) ●稿本(本 などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)

#### 地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定:主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。

保険金額の限度額:1,000万円

地震保険に2契約以上加入されている場合は、同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財ごとに保険金額を合算して限度 額を適用します。

#### 地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。所定の確認資料のご提出により、以下の割引が適用される場合があり ます。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、い ずれか1つの割引のみの適用となります。

●免震建築物割引 ●耐震等級割引 ●耐震診断割引 ●建築年割引

#### 地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE 家財の保険に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険 に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。

※ 保険期間の途中から地震保険にご加入することもできます。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

#### 🕛 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る 地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同-被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

#### 地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

#### 地震保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払い するものではありません。損害の程度によって「全損」「半損」「一部損」の認定を 行い、それぞれ地震保険金額の100%・50%・5%を定額でお支払いします。損害 の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

- ※ お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険 金総額が7兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の 割合によって削減されることがあります。(平成27年6月現在)
- ※ 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

	損害の程度	お支払いする保険金
全損	家財全体の時価額の 80%以上の損害	地震保険金額の <b>100</b> % (時価額が限度)
半損	家財全体の時価額の30% 以上80%未満の損害	地震保険金額の <b>50%</b> (時価額の50%が限度)
一部損	家財全体の時価額の10% 以上30%未満の損害	地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)

#### ! 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震 保険損害認定基準」に従い ます。(国が定める「災害に 係る住家の被害認定基準 運用指針」とは異なります。)

#### ! 損害の程度が「一部損」に 至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害 認定の基準の「一部損」に 至らない場合は、保険金は 支払われません。

#### 損害の程度が「全損」と 認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された 場合には、地震保険の補償はその 損害が生じた時に遡って終了します ので、終了後に発生した地震等に よる損害は補償されません。

## 🚺 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保 険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金 (残存物取片づけ費用など)も支払われません。 (地震火災費用保険金は、地震等による火災にか ぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

#### 保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは(🗚)へ

- ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
- ●保険の対象の紛失・盗難の場合 など

#### 地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課 税所得から控除されます。(平成27年6月現在)

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震保険料の全額 (最高50,000円)	地震保険料の1/2 (最高25,000円)

## 保険金をお支払いできない主な場合|

⚠ ご注意! 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。
詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

#### THE 家財の保険

#### 次の❶から❷までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ●保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 2●に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合にお
- いては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過 失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ❸被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ◆母保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失

- ⑤保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家 財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
- ⑥運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の
- 対象について生じた事故

  ② 31.損害保険金の①から⑥までの事故または② 2.費用保険金の① 地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

#### 次の❶から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用<sup>(注3)</sup>に対しては、保険金をお支払いできません。 ただし、次の②に該当する場合であっても地震火災費用保険金(32.費用保険金の①)をお支払いできることがあります。

- ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに 類似の事変または暴動(注4)
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらに
- よる津波による損害を補償することができます。詳細につきましては、

  地震保険をご参照ください。)
- 3核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射 性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

#### 次の❶から❸までのいずれかに該当する損害および次の❶から❸までのいずれかによって生じた損害または費用(注7)に 対しては、保険金をお支払いできません。

- ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険 の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ②保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、
- さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは 自然発熱の損害その他類似の損害
- 3ねずみ食い、虫食い等

#### 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落 書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いできません。

#### 発生原因がいかなる場合でも、次の❶から❻までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など) (31.損害保険金の⑨)の損害保険金をお支払いできません。

- ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保 険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます
- ❸保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改 築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- →保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの 事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 5詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- **②**義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ③楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。

ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。

- 9楽器の音色または音質の変化
- ●風、雨、雪、髱、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらの ものの漏入により生じた損害
- ●移動電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属 品について生じた損害
- ●ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器および
- 損害を受けた場合を除きます。
- ゆ動物または植物について生じた損害
- ⑤自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害

#### 発生原因がいかなる場合でも、次の❶から❷までのいずれかに該当する借用戸室の損壊による損害または修理費用に対しては、借家人賠償保険 金および修理費用保険金(❷3.大家さんへの賠償等)をお支払いできません。(ただし、借家人賠償保険金については、❸および⑩を除きます。)

- ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損 壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
- ②借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意 に起因する損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ❸借用戸室に対する加工・修理等の作業(借用戸室の建築、増改築作業等を含 みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損壊
- ₫借用戸室の電気的事故または機械的事故に起因する損壊。ただし、これらの 事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤詐欺または横領によって借用戸室に生じた損壊
- ⑥土地の沈下・隆起・移動等に起因する損壊
- ●借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の 剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含 みます。)であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
- ③風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこららのものの 漏入により生じた損壊。ただし、借用戸室の外側の部分(注8)が風災(注9)、雹災 または雪災(注10)の事故によって破損のその破損部分からこれらが借用戸室の内部に吹き込みまたは漏入したことによって生じた損壊を除きます。
  電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分と同
- 時に損壊が生じた場合を除きます。
- ●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化(注11)または性質による変色、変質、さび、 かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の 損壊その他類似の損壊またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊
- ●借用戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、保険契約者、被保険者(注1)または これらの者に代わって借用戸室を管理する者が相当の注意をもってしても 発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損壊を除きます。
- ②専用水道管のパッキングのみに生じた損壊

## 次の❶から❻までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- ●保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしく は重大な過失または法令違反
- ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失 または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (注1)保険契約者、被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、そ の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)その者(●に規定する者以外の保険金を受け取るべき者) ●に規定す る者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取 締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) ●から❸までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用 から3までの事由によって発生した 31.損害保険金の①から9、32.費用保 **険金**の①から③に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をい います。また、発生原因がいかなる場合でも 31.損害保険金の①から9、32. 費用保険金の①から③に掲げる事故が❶から❸までの事由によって延焼また は拡大して生じた損害または費用を含みます。
- (注4)暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区にお ご注意いただきたいこと

- 3保険の対象の紛失または盗難
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内刮、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 6地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

いて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注5)核燃料物質 使用済燃料を含みます。

(注6)核燃料物質(注5)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。 (注7)次の❶から❸までのいずれかによって生じた損害または費用◎1.損 金を支払う場合の①から®までおよび<<a>2.費用保険金の①から</a> ③に掲げる事故が生じた場合は、◆から◆までのいずれかに該当する 損害にかぎります。

(注8)借用戸室の外側の部分 外壁、屋根、開口部等をいい、窓、扉を含みます。 (注9)風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

- 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をい (注10)雪災 い、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪浜水または除雪作業による事故を除きます。
- (注11)自然の消耗もしくは劣化 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

#### ·リングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフといいます。)を行うことができ ます。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。 クーリングオフができない契約

- (例)1.保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。) 2.営業または事業のためのご契約

  - 3.法人または社団・財団等が締結したご契約

- 4.質権が設定されたご契約
- 5.保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- 6. 通販特約により申し込まれたご契約

## E意いただきたいこと

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、以下の①から⑥ までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造 用途の変更



②保険の対象 の移転







④建物の建築年月(地震保険の建築 年割引を適用された場合)



【ご通知をいただいた後の

⑤建物内の職作業 作業規模の変更



⑥割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合)

⑦保険の対象の 譲渡



保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。 事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。 なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。

⑧ご契約者の住所・ 通知先変更





保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。 ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。 なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。

⑨上記以外の変更

上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

ご契約の取扱い】

左記のご連絡をいただく場合 において、以下のア.または イ.のいずれかに該当すると きは、ご契約を継続すること ができません。ご契約を解除 させていただきますので、ご注 意ください。

ア. 住居部分がなくなったとき イ. 日本国外に保険の対象 が移転したとき

保険料をお支払いいただきますと、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証 が発行されますので、お確かめください。なお、口座振替の場合や、団体扱特約な ど特定の特約をセットした場合は、保険料領収証が発行されないことがあります。

#### 事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興 亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。遅滞なくご 通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできない ことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきまして は、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先は右記「万一、事故にあわれたら」をご確認ください。また、損害保険金 のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合 は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険におい ては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生 した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。 ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細に つきましては、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせく ださい。

#### 重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない ことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害 または費用を生じさせた場合
- ②被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、 または行おうとした場合
- ③保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に 該当すると認められた場合
- ④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③ま での事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信 頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

#### | 引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財 産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき 契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金 等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火 災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻 時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)または マンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破 綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月まで に発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険につい ては、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償さ れます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損 保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。(平成27年6月現在)

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても 保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。 また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりま すので、大切に保管してください。

#### THE 家財の保険のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、損保ジャパン日本興亜が トータルにサポートします。

#### 万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

#### |商品に関するお問い合わせ

商品についてのお問い合わせは下記カスタマーセンターにご連絡ください。

#### [カスタマーセンター] **0120-888-089**

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時~午後8時 土・日・祝日:午前9時~午後5時(12月31日~1月3日は休業) ※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

#### お客さま向けインターネットサービス

http://www.sjnk.co.jp/mypage/

こんな便利な機能が使えます。

損保ジャパン日本興亜 マイページ 検索

契約内容・代理店の連絡先のご照会●住所・電話番号のご変更手続き●お取引のある代理店への保険相談 ※マイページは、個人のお客さま専用サービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合もあります。詳しくは損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般

社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問 題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

●おかけ間違いにご注音とださい

「A和」

「P電話からは 03-4332-5241を 7利用ください。

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

#### 取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の 受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代 理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立 したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

#### **|個人情報の取扱いについて**

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保 険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うた めに取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等 の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により 限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本 興亜公式ウェブサイト(http://www.sjnk.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご 覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

- ●「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」のペットネームです。
- ●このパンフレットは「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧くださ い。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ●ご契約者(加入者)と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ●「東急住宅リース セーフティプラン」は、東急住宅リースが取り扱う「THE 家財の保険」のペットネームです。



SOMPO ホールディングス

## 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL.03-3231-4153 [受付時間]午前9時~午後5時(土日祝、12/31~1/3を除く) 〈公式ウェブサイト〉http://www.sjnk.co.jp/

お問い合わせ先 [取扱代理店]

#### 東急住宅リース株式会社 契約管理部

〒163-0909 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス9階

TEL: 03-6901-6288

【受付時間】平日 9:30~18:00

SJNK15-10176 2015年10月19日作成